

平成29年度旭川市敬老会実施要綱

1 趣旨

多年に渡り本市の発展に寄与された本市在住の高齢者を敬老会に招待し、長寿を祝うとともに併せて敬老精神の高揚を図る。

2 主催者及び実施主体

(1) 主催

旭川市
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
地区市民委員会又は地区社会福祉協議会

(2) 実施主体

地区市民委員会又は地区社会福祉協議会は、事業実施の主体となるものとする。
ただし、老人福祉施設等で市が特別に認めた場合は、事業実施の主体となることができるものとする。

また、地区市民委員会、地区社会福祉協議会が実施主体となる場合においては、地域の実情にあわせて当該地区の各町内会に実施させることができる。

3 実施日及び会場

9月15日の「老人の日」を中心とした8月・9月の間を原則として、事業実施主体ごとに日時及び会場を定め、敬老会を開催するものとする。

4 招待対象者

年齢77歳以上の者（平成29年度中に77歳になる昭和16年4月1日以前に生まれた者を含む。）を対象者として招待する。なお、招待する地区は、この要綱に基づき敬老会を実施する老人福祉施設等の入所者を除き、住民基本台帳上の住所に基づくものとする。

5 対象者名簿

市は、招待対象者名簿を作成して、実施主体の長に渡すものとする。なお、名簿は敬老会実施に関する用途にのみ使用するものとし、実施主体の長は敬老会終了後速やかに、名簿を市に返還しなければならない。

6 経費の負担

市は、本事業の実施主体が開催する敬老会経費の市負担分として、招待対象者人数で計算した金額（一人につき1,000円として算定する）を実施主体の長に負担金として支出する。ただし、敬老会に関する経費の支出総額から社会福祉法人旭川市社会福祉協議会の負担金額相当額を差し引いた額（以下「実際の支出金額」という。）と、招待対象者人数で計算した市負担金額を比較し、実際の支出金額の方が少ない場合においては、実際の支出金額を市負担金の限度額とする。

負担金の使途は、食糧費、謝礼、記念品代等、その他敬老会に関する経費に限るものとする。

7 申請手続

実施主体の長は、事業実施に当たり実施計画書（様式第1号）及び収支予算書（様式第2号）をあらかじめ市に提出するものとする。市は、敬老会の円滑な実施のため、老人福祉施設等を除き、必要に応じ実施計画書に基づき負担金を概算払することができるものとする。

8 実施報告

実施主体の長は、事業完了後、速やかに実施報告書（様式第3号）及び収支決算書（様式第4号）を市に提出するものとする。

9 経費の精算

実施報告書及び収支決算書により、市が負担する額に増減があった場合は、負担金を追加支給又は返還させるものとする。なお、精算に当たっては、6 経費の負担に規定する額を市負担金の額の基準とする。

10 繰越金の扱いについて

本事業については単年度事業であることから基本的に繰越金は想定していないところであるが、地区等によっては敬老会事業のみの会計を設け、継続的に実施し次年度への繰越金又は前年度からの繰越金が生じているところもある。

繰越金については、敬老会に関する経費の支出が市及び社会福祉法人旭川市社会福祉協議会の負担金額の合計を上回っており、地区等の独自財源（地区負担金、寄附金、前年度からの繰越金その他の収入）の範囲内の額である場合に限り認めるものとする。

11 その他

実施主体の長が、市に提出しなければならない書類の提出を度重なる督促にもかかわらず著しく遅延し、負担金交付事務に支障を及ぼした場合、翌年度以降の市負担金については、概算払を行わないことができるものとする。